

商標使用ライセンス契約要項

目的：会員以外にナビ研規格準拠の商品の制作・販売の機会を提供し、以ってナビ研商品の市場を活性化するものとする。

許諾内容：以下の非独占的権利（フォーマットの開示は伴わない）

- 1) ナビ研商品の供給資格者（会員又はフォーマットライセンサー）から供給される OEM 製品を販売することを許諾。
- 2) ナビ研フォーマットを用いた製品の制作及び販売をナビ研商品の供給資格者を通じ行うことを許諾。
- 3) 上記のいずれのケースもナビ研マークの使用権許諾を伴う。

義務：1) ナビ研商品の供給資格者以外からナビ研製品の OEM 供給又は、オーサリングサービスを受けてはならない。
2) 秘密保持（但し、関連する制作ガイド情報等）
3) 互換性の維持（OEM 供給又はオーサリングサービスを行う会員等資格者を通じて）
4) ナビ研マークの表示義務。
5) 全ての商品に自らの商号ないし商標を付すること。

使用料等：契 約 金 - 50 万円
年間維持費 - 20 万円 / 年（契約締結が 7 月 1 日以降の場合、
初年度維持費は 10 万円とする）

契約期間：契約後 2 年間。更新しない旨の書面による通知がなされない限り、更に 1 年延長、以後も同じ。

契 約：契約の実施、契約代行者等は他のライセンス契約と同様の条件にて行う。

以 上